委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	〇 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	宮城県		
3. 市区町村名	大崎市		
4. 届出番号	3		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.osaki.miyagi.jp/		

執行機関名 大崎市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	大崎市子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第八の項 大崎市子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	大崎市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第155号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母 その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識 の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等にお ける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に 資することを目的とする。	第一条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの適正な医療機会の確保及び子育て <u>家庭</u> における <u>経済的負担の軽減</u> を図り、もって <u>児童福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大崎市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第155号) 大崎市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年3月31日規則第91 号)